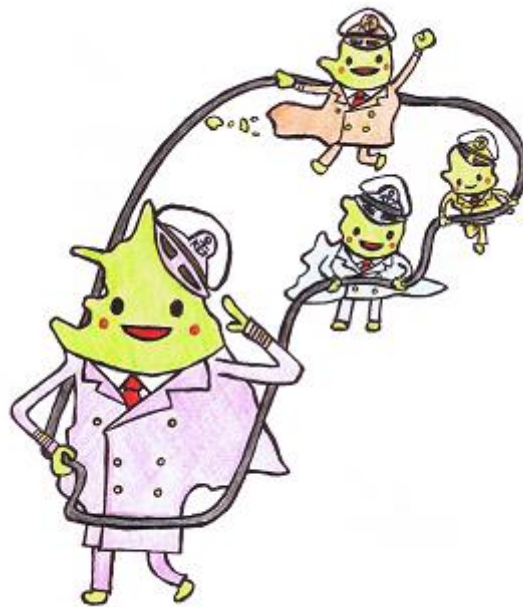


今治市地域福祉計画



平成22年 3月

今 治 市

はじめに

今治市は、平成17年に全国的にも類を見ない1市9町2村が広域合併し誕生いたしました。

本市の特徴は、四国、高縄半島の陸地部と島しょ部から成る変化に富んだ地勢により地域が形成されているところにあり、しまなみ海道が陸地部と瀬戸内の島々を「つなぐ」役割を果たしています。

それぞれ異なった地域特性を有することは、そこに暮らす市民の抱えている生活上の困り事や必要とするサービスも多種多様であることを意味し、安心・安全のまちづくりのためには、合併後も、それらを見失うことがあってはならないと考えています。

いっぽう、広く社会経済の動向に目を転じてみますと、少子高齢化の進行にともなう福祉サービス需給のアンバランス、景気低迷による失業者の増加、格差社会の発生による新たな貧困層の出現等、行政の取組だけでは解決しがたい問題も増えつつあります。

いま、この混沌（こんとん）とした内外の情勢のなかにあつて、地域社会に求められているものは、市民主体のまちづくりを目指す「市民力」、向こう三軒両隣の関係や地域活動等に代表される市民力の連携と結集、いわゆる「地域力の底力」ではないかと考えています。

厚生労働省は、今後の福祉施策の位置づけを地域福祉にあるものとし、公的サービスによる対応を原則としつつ、多様なニーズに住民が主体となってかかわる新たな「支え合い」（共助）の拡大・強化が求められるとしています。※

今治市地域福祉計画は、「つながりと支え合いのある安心して暮らすことのできるまち」の実現を基本理念として掲げており、自助・共助・公助の精神のもと、本計画が地域福祉推進のランドマーク的役割を果たし、市政の発展に寄与することを期待しております。

最後に、本計画の基礎資料となった共同調査研究「多様な社会資源の連携と市民参加による地域福祉推進体制に関する研究」に協力いただいた財団法人 地方自治研究機構、ならびに計画策定の過程において貴重なご意見を賜りました策定検討委員会委員をはじめ、多くの市民、各種活動団体の皆様に感謝の意を表します。

平成22年3月 今治市長 菅 良二

※ 「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」（座長：大橋謙策日本社会事業大学長）報告書（平成20年3月31日）

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景 ～ 今、なぜ、地域福祉なのか ～	1
2 計画の位置づけ	4
3 計画の期間	5
4 計画策定の体制	6
第2章 今治市の現状と課題	8
1 今治市の現状（共同調査研究結果から）	8
2 モデル地区の状況（共同調査研究結果から）	14
3 今治市の地域福祉に求められていること（共同調査研究結果から）	16
4 今治市の地域福祉における施策展開の基本的視点の整理	17
第3章 計画の基本理念と基本目標	21
1 計画の基本的な考え方	21
2 基本視点	21
3 基本理念	23
4 基本目標	23
第4章 地域福祉推進の施策の方向性	25
1 施策展開の方向性	25
基本目標1 つなげる人づくり	25
基本目標2 地域福祉推進のしくみづくり	26
基本目標3 支え合うまちづくり	31
2 施策の具現化に向けて	33
・今治市の地域における主な見守り・支援体制	33
・災害時の要援護者支援プランについて	34
・基本目標と役割分担	36
・住み慣れた地域で安心して暮らすために	37
・初期段階における重点的な取組	38
第5章 計画の推進	42
1 計画の推進と評価	42
2 計画の普及と啓発	42
○今治市地域福祉計画施策体系図	43

資料編

- 1 今治市地域福祉計画策定検討委員会設置要綱・・・・・・・・・・47
- 2 今治市地域福祉計画策定検討委員会委員名簿・・・・・・・・・・49
- 3 今治市地域福祉計画策定検討委員会経過・・・・・・・・・・50
- 4 今治市地域福祉計画策定検討委員会作業部会経過・・・・・・・・・・51
- 5 用語集・・・・・・・・・・52

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景 ～ 今、なぜ、地域福祉なのか ～

(1) 地域福祉計画とは

地域福祉とは、地域に住むすべての方々が、住み慣れた地域で安心して生活できるようにするために、市民（地域住民）の参加をえながら、市民と各種活動団体と行政との連携や協働による取組を支援し、推進する行政計画が地域福祉計画です。

社会福祉法第1条において、地域福祉とは「地域における社会福祉」とされています。

また、社会福祉法第4条において、地域住民、社会福祉の事業者、社会福祉に関する活動を行う者は「地域福祉の推進に努めなければならない」と規定されています。

(2) 地域福祉の必要性

今、なぜ、地域福祉が必要なのでしょうか。それには、次のような三つの社会的背景が考えられます。

①地域社会の変化

地域にはさまざまな年齢や価値観、ライフスタイルの人が住んでおり、個人が抱える問題はその人によって異なり、その人の住む地域性にも多少なりとも影響を受けています。また、個人の価値観やライフスタイルも時代とともに多様化してきており、ひきこもりやニート、自殺者増加や虐待問題等に見られるように個人の抱える問題も複雑化・多様化するとともに、「地域でのつながり」も希薄化してきています。

また、少子高齢化や過疎化が進行し、地域のなかでの祭等の伝統行事維持等、共同作業の継続がむずかしくなっている地域も増えています。

このため、介護保険制度等公的制度だけでは、市民の方々の生活課題すべてに対応することがむずかしくなっています。

②近年の施策の動向

(ア) 利用者本位

近年の保健福祉の施策により、「措置から契約へ」といわれるように自分で福祉サービスを選択できるようになっています。

(イ) 地域移行

ノーマライゼーションの考え方の浸透により病院や施設から地域への移行が進められています。

(ウ) 市町村中心

住民に最も身近な地域において、必要なサービスを提供できるように市町村に権限が移譲されてきはじめています。

以上のように、地域でのつながりが希薄化し、さまざまな問題が生じている反面、市町村や各地域に期待される役割は大きくなってきています。

③市町村合併の影響

12市町村という広域合併をした今治市においても、少子高齢化や過疎化の進行、市域の広域化や地域性の多様化等いろいろな問題を抱える等、地域福祉の環境も変わり、地域福祉に取り組んでいく必要がでてきています。

特に災害時のことを例にとると、その時は、行政機関をはじめ地域全体が被災します。こんなときに頼りになるのはやはり「向こう三軒両隣」の市民相互の助け合いです。

【地域福祉の推進】

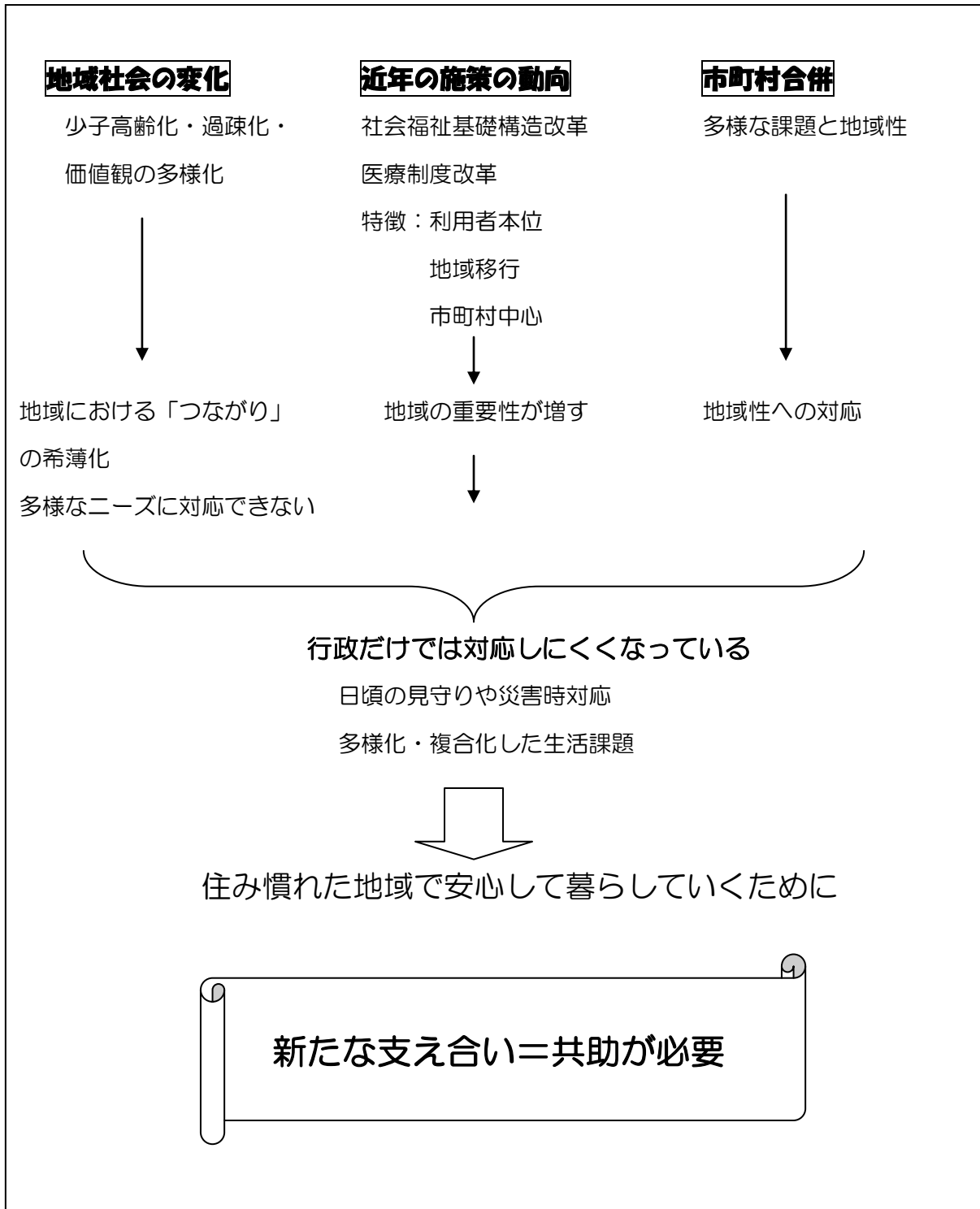
以上のような状況をふまえ、国では、地域の問題は、住民どうしや行政・社会福祉協議会等の各種活動団体と協働で解決することが大切であり、そのことが地域のつながり再生やこれからの福祉の向上につながるものとして、「新たな支え合い」＝共助の必要性を打ち出しています。

地域住民が支え合いながら、あるいは行政や各種活動団体と連携しながら、地域の生活課題を地域の目線で解決する共助の推進が、地域のつながり再生や地域福祉推進につながり、安心して暮らしていける自分たちの地域づくりになります。

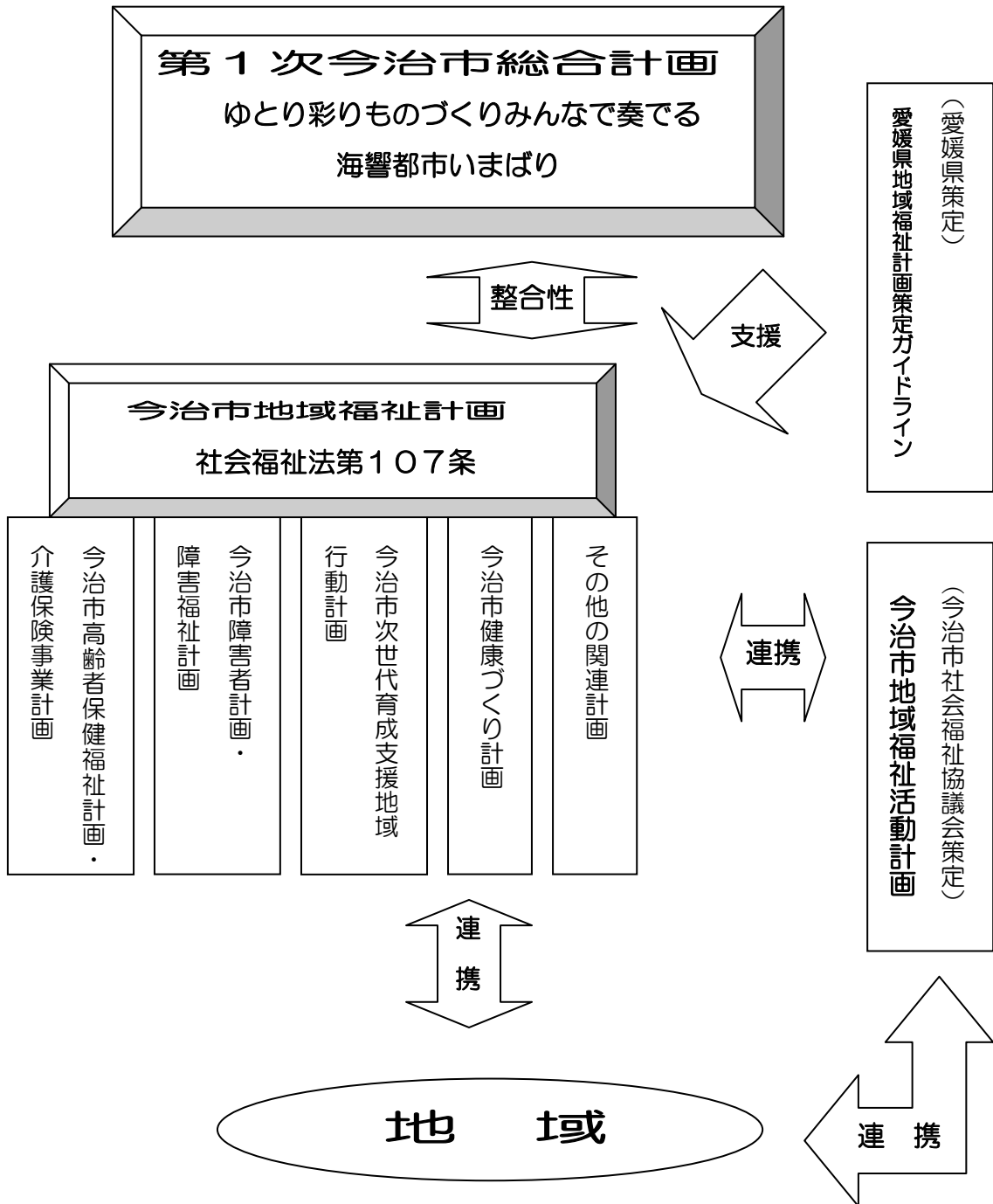
このため、市民一人ひとりが取り組む「自助」、地域の自治会・婦人会・P

TA・NPO法人・ボランティア団体・事業者・行政等あらゆる団体等が取り組む「共助」、行政が取り組む「公助」と、それぞれの立場で期待されている役割を果たすことが大切です。

図：地域福祉の背景



2 計画の位置づけ



※ 地域福祉計画は、今治市総合計画を上位計画とし、今治市高齢者保健福祉計画等、各種個別計画と整合性を図りながら、地域や生活の視点から誰もが地域で安心して暮らせるように地域福祉を推進する方向性や理念を示したものです。地域福祉計画の法的根拠は、社会福祉法第107条です。

社会福祉法第107条（参考）

市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- ①地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ②地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ③地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

3 計画の期間

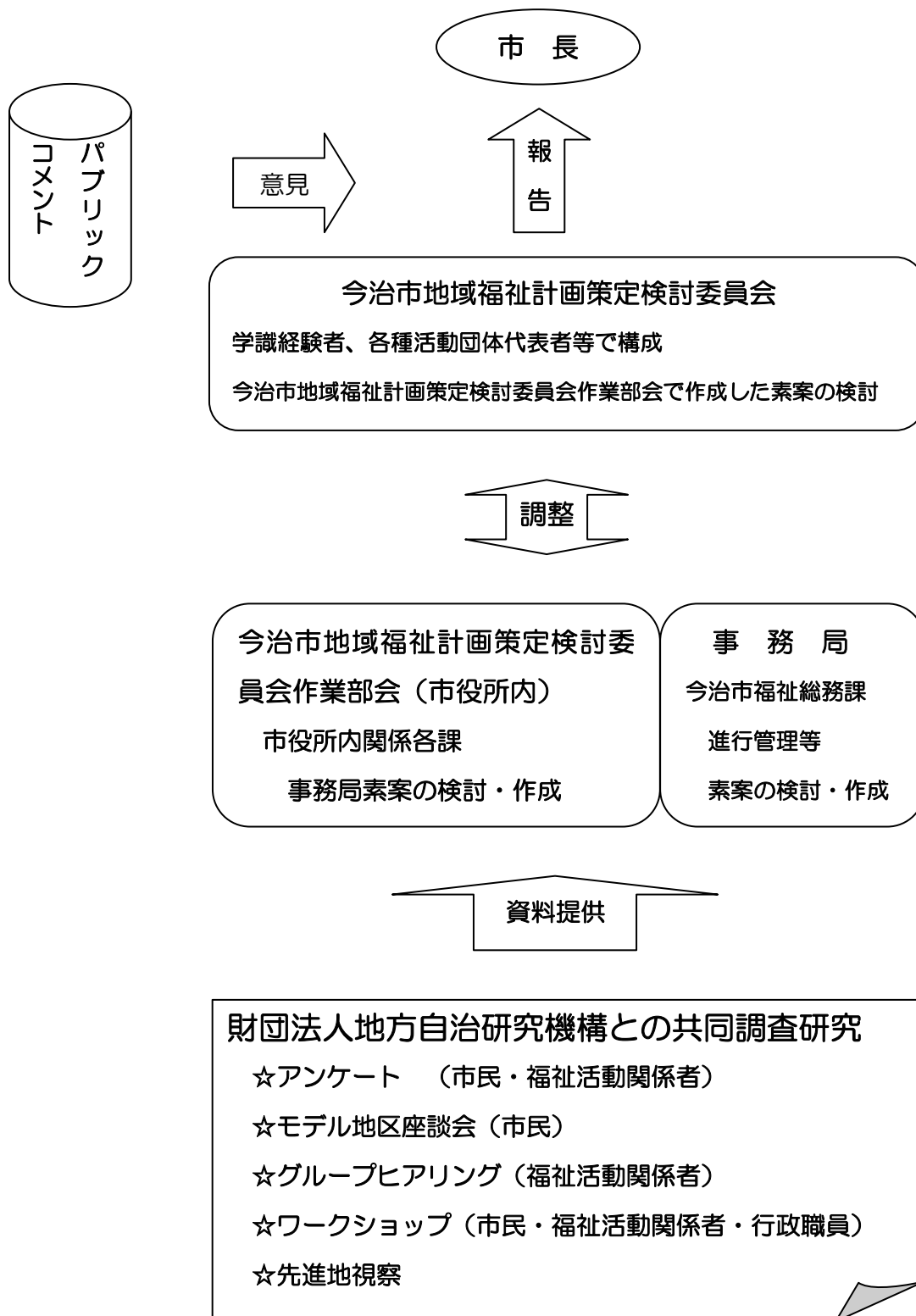
本計画は、本計画の上位にある今治市総合計画との整合性を図るため、計画期間は平成22年度から平成27年度までの6年間とします。ただし、高齢者保健福祉計画等の関連計画の見直し期間が設定されていることもあり、その都度、見直しを図ることとします。

名称	年度	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
総合計画			第1期										
地域福祉計画							第1期						
高齢者保健福祉計画													
介護保険事業計画		第2期	第3期		第4期								
障害者計画		第1期											
障害福祉計画			第1期		第2期								
次世代育成支援地域行動計画		第1期				第2期							
健康づくり計画			第1期										

※「老人保健法」が「高齢者の医療の確保に関する法律」へと改正されたことに伴い、平成21年度より、「高齢者保健福祉計画」は「高齢者福祉計画」へと改編されています。

4 計画策定の体制

☆ 地域福祉計画策定体制 ☆



平成20年度に財団法人地方自治研究機構と今治市との共同調査研究（以下、「共同調査研究」という。）を実施しました。この共同調査研究は、アンケート、座談会、ワークショップ等を通じて、広域合併後の今治市の地域特性をふまえて、社会資源や生活課題、地域福祉に関する市民及びサービス提供主体の意識等の実態把握を目的としたものです。

平成21年度は、共同調査研究結果をふまえて、市役所内で地域福祉に関係の深い各課からなる今治市地域福祉計画策定検討委員会作業部会で素案を検討・作成するとともに、学識経験者や福祉関係団体代表者等からなる今治市地域福祉計画策定検討委員会で、3回の審議を実施しました。

【地域福祉計画策定にあたっての今治市の取組】

①共同調査研究

②パブリックコメントの実施

期間 平成22年1月15日～平成22年2月1日

意見件数 0件

第2章 今治市の現状と課題

本章は、共同調査研究報告書である「多様な社会資源の連携と市民参加による地域福祉推進体制に関する研究」（以下、「報告書」という。）や関係各課の資料をもとに作成しました。詳しくは、資料編の報告書をご覧ください。

1 今治市の現状（共同調査研究結果から）

（1）人口

今治市の総人口は平成12年の180,627人から平成17年の173,983人へ約3%減少しています。

（2）高齢者・障害者・子ども等の状況

【高齢者】

平成17年の国勢調査では高齢化率 25.5%となっており、愛媛県の平均より 1.5 ポイント、国の平均より 5.4 ポイント高齢者の比率が高くなっています。特に、島しょ部の高齢化率が高くなっており、大三島支所・関前支所管内では高齢化率が 40%を越えています。また、市全体の高齢化率も年々高くなっており、一人暮らし高齢者の数も増加傾向にあります。なお、平成18年3月現在の高齢化率は、25.3%となっております。

【障害者】

障害者手帳所持者数は増加傾向にあり、平成18年現在で 9,916 人。そのうち身体障害者手帳所持者が約82%を占めています。

【子ども】

今治市の平成19年の出生数は1,289人、普通出生率は7.5となっています。平成18年では普通出生率7.7で全国と比較して約1ポイント、愛媛県全体との比較では0.4ポイント今治市の方が低く、年少人口も、昭和55年以降一貫して減少傾向にあります。特に、島しょ部で年少人口の割合が低くなっています。

【外国人】

今治市の外国人登録人口は平成19年現在2,142人、人口100人あたり1.22人となっており、国籍別では中国国籍が約8割を占めています。今治市は造船業やタオル産業が盛んであることから、外国人研修労働者等が多くなっているものと思われます。

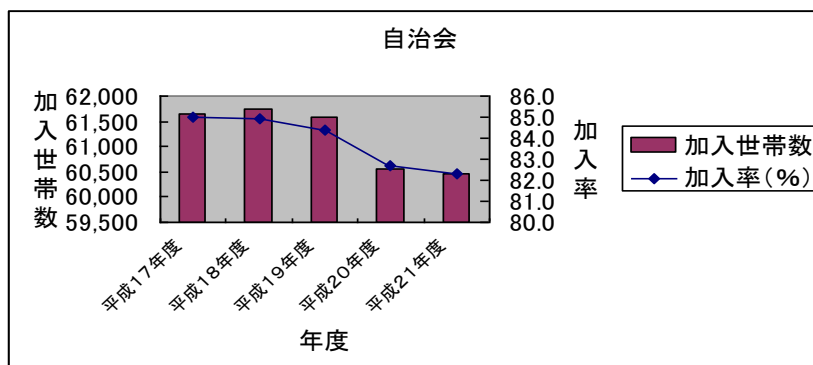
【調査結果より】

今治市は人口減少、少子高齢化が進んでおり、特に島しょ部にその傾向が顕著に現れています。

これに対して、外国人登録人口は増加傾向にあり、人口に対する外国人登録者の割合は増加傾向にあります。

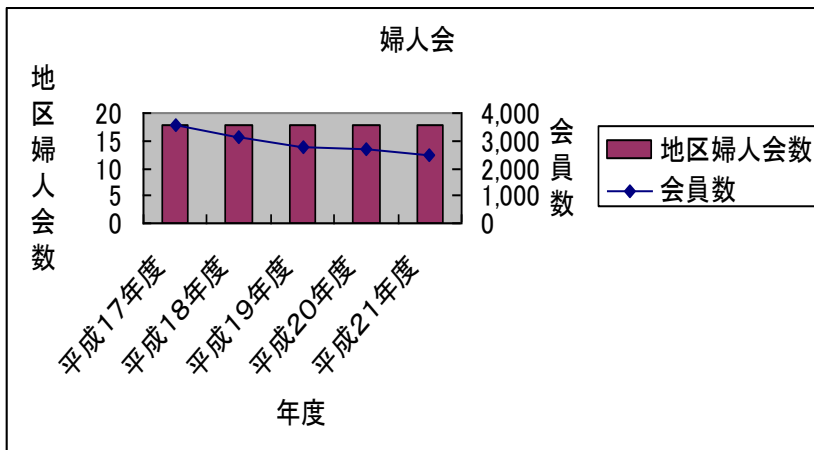
(3) 社会資源の状況

【自治会】一資料：生活交通課



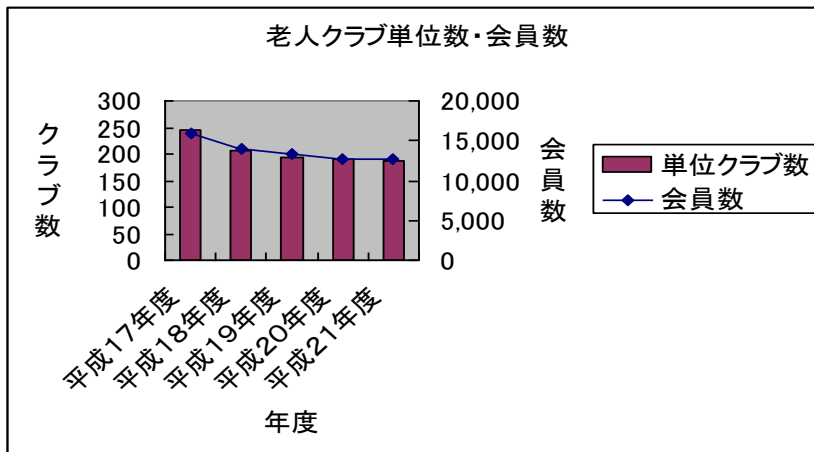
自治会の加入世帯数、加入率ともに、減少傾向にあります。

【婦人会】一資料：社会教育課



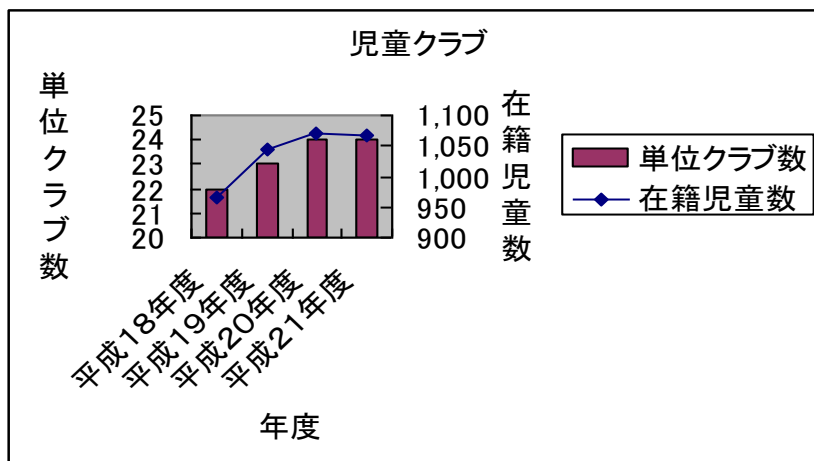
連合婦人会に加入している地区婦人会数の変動はありませんが、会員数が減少傾向にあります。

【老人クラブ】一資料：高齢介護課



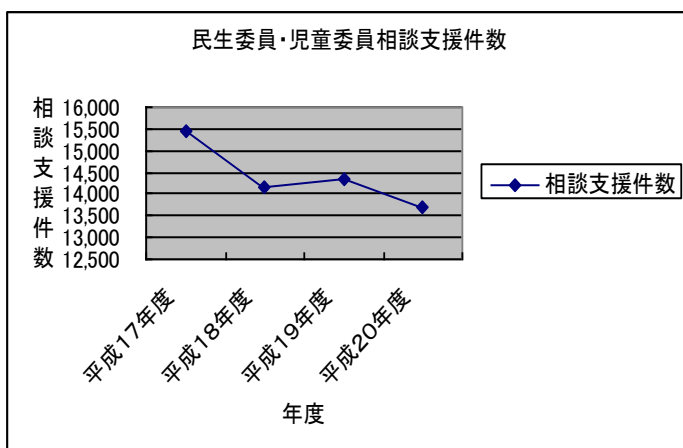
単位クラブ数・会員数ともに減少傾向にあります。

【児童クラブ】一資料：子育て支援課



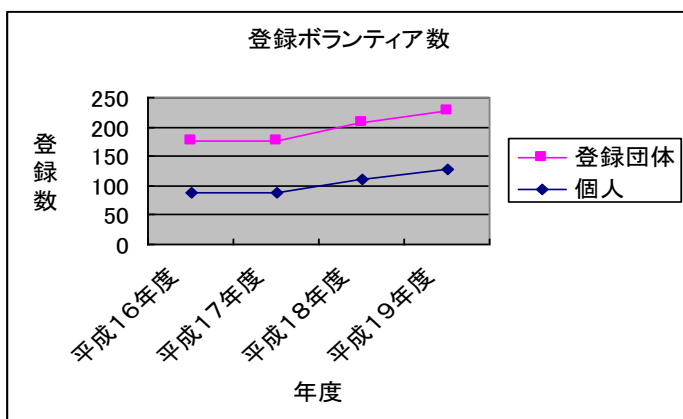
児童クラブ、在籍児童数とも増加傾向にあります。また、合併後増加した地区は、波方、玉川、大西及び大三島地区です。

【民生委員・児童委員】一資料：福祉総務課



民生委員・児童委員の相談支援件数は、平成17年度から平成20年度の間で減少傾向にあります。14,000件/年前後で推移しており、民生委員・児童委員が重要な役割を果たしていることがわかります。

【今治市社会福祉協議会の登録ボランティア数】一資料：今治市社会福祉協議会



登録ボランティア数、団体数とも増加傾向にあります。

【医療機関】

本市の病院数は平成18年で病院30施設、一般診療所117施設、歯科診療所94施設で、あわせて241施設です。

施設率を見ると、人口10万人に対する施設数は、病院については愛媛県を上回るものの一般診療所では下回っています。

【今治市社会福祉協議会】

本市の社会福祉協議会の組織は、地域福祉部と介護事業部の2部組織になっており、合併前の旧市町村に1箇所ずつ12支部を設置し、介護に関する事業拠点10箇所で運営されています。

【福祉関連施設の立地状況】

福祉関連施設の立地状況については、高齢者分野では他分野に比べ、一部偏りはみられるものの、全市内に点在します。老人保健施設、介護療養型医療施設、老人農園等は旧今治市内に多く、老人憩いの家等は、逆に、旧越智郡内のほうが多くなっています。

障害者分野については、旧今治市内に大半があり、旧越智郡内には少ないです。

児童福祉分野も、保育所は全市内にありますが、放課後児童クラブは旧今治市内に多くあります。

【地域福祉関連の行政組織と主な業務内容等】

生活課題に関係する行政組織は多くの分野にまたがっています。

また、福祉関係の主な窓口での相談件数も多く、特に、民生委員・児童委員や包括的支援事業に関する総合相談等は、多くなっています。



図表 1-50 主な相談窓口・件数等調査表(平成 19 年度) (報告書 P60 より)

課名	相談事業名	相談内容	件数(H20・3・31)
保険年金課	年金相談	一般年金相談。来所、電話相談。	4,369
健康推進課	健康相談	老成人・子育て・思春期・心の相談	3,835
福祉総務課	民生委員・児童委員訪問活動	高齢者・子ども・障害者などの福祉サービスだけでなく生活全般に関する相談・支援	14,353
高齢介護課	心配ごと相談	福祉サービスだけでなく日常生活上の様々な相談	650
	愛媛県下各市町介護保険苦情・相談	介護保険申請・受給に関する苦情・相談	519
	包括的支援事業における「総合相談・実態把握」	初期段階での相談及び継続的な相談・支援、サービス提供機関や専門相談機関への紹介、継続支援のためのモニタリング。	24,247
障害福祉課	今治市障害者生活支援センター(主として身体障害)	福祉サービスや権利擁護の利用に関する相談等生活上の悩みを解消するための相談を実施	3,617
	相談支援センター 今治育成園(主として知的障害)		642
	今治市障害者地域活動支援センター ときめき(主として精神障害)		2,069
こども福祉課	母子自立支援員相談	母子の自立した生活を支援するための生活全般にわたる相談	926
子育て支援課	子どもと家庭の相談	子育てや発達、虐待などに関する相談	1,107
援護課	生活保護の相談	生活保護申請の相談	349

※：この表は、今治市福祉事務所で実施あるいは把握している主な相談内容・件数であり、すべての相談を網羅しているものではありません。

2 モデル地区の状況（共同調査研究結果から）

広域合併後の今治市の地域性を反映した生活課題をあらわしているものとして、共同調査研究におけるモデル地区座談会のまとめを抽出しました。

【モデル地区選定基準】

今回のモデル地区選定は、以下の視点で、今治市社会福祉協議会が地域福祉活動計画策定の過程で座談会を実施した地区を除いた地区から、6地区を選定しました。

- ①地理的条件や生活環境の多様性
- ②社会条件が変化することによる地域への影響
- ③合併効果による連携強化のあり方
- ④共助や他圏域との交流等をいかした福祉施策の検討

【モデル地区概要】

H20・3・31 現在

	旧今治市内		旧越智郡陸地部	旧越智郡島しょ部		
	常盤地区	日高地区	菊間地区	上浦地区	大三島地区	関前地区
人口	10,791人	9,790人	7,120人	3,386人	3,805人	654人
高齢化率	25.3%	19.9%	33.7%	43.4%	47.3%	57.6%

モデル地区における調査では、各地区における生活課題とその対応（自助・共助・公助別）について現状把握や検討を行いました。また、あわせて、市民アンケートや座談会を通じて、地域資源等の把握も行いました。

各モデル地区内では、地域の伝統行事の維持等を通じ、大切にされてきた住民共助活動・つながりが色濃く残っています。

また、菊間・上浦・大三島・関前地区は、松山圏域や広島圏域等の他圏域と接しており、古くからの交流が現在も続いています。

この現存する共助・つながりや他圏域との交流は、今後急速に進行するであろう少子高齢化、人口減少のなかで、大きな役割を果たすであろうと予測されます。

次ページにモデル地区での座談会結果のまとめを掲載します。

【モデル地区座談会結果】

心配事 日常生活の困り事、	【共通】 ○一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯への対応 ○バリアフリー化 ○防災の取組 ○地域のまとまりづくり ○自治会組織等の維持・地域運営 ○環境美化（ゴミだし等）	〔旧今治市内〕 ○子育て環境の充実 ・保育サービスの充実 ・子どもの生活の安定 ・子育ての負担軽減 ・子どもの遊び場 ○誰もが共に暮らしよい地域づくり ・新旧住民、障害者、外国人、誰もがともに ○近所の交流促進	〔旧越智郡陸地部〕 ○治安の維持 ○川や海の清掃	〔旧越智郡島しょ部〕 ○母親同士の交流・情報交換の機会づくり ○教育環境の確保
	○交通利便性・移動手段、生活利便施設の確保 ○医療の緊急時対応と小児医療 ○地域行事や伝統行事の継続 ○空き家の管理 ○農業環境の維持、働く場の確保			

困り事への対策	自分でできること ○近所づきあいを大切に ○健康管理 ○近隣との情報交換 ○防災対策（家具転倒防止、避難用品常備など） ○交流の場へ参加			
	【共通】 ○元気高齢者育成 ○親子ふれあい、世代間交流の機会づくり ○地域で子どもを守り育てる ○防災意識向上の取組 ○地域活動組織の見直し ○ボランティア育成	〔旧今治市内〕 ○子ども会活動参加促進 ○つながりづくり ・向こう三軒両隣再生 ・強制的交流 ○自治会の活性化 ・加入ポイント制導入 ・話し合いの場づくり ○防災の取組 ・小地域での防災訓練 ・対策話し合い開催 ・防災マップづくり	〔旧越智郡陸地部〕 ○生きがいつくり ○自主防災組織の活性化	〔旧越智郡島しょ部〕 ○一人暮らし弱者対策 ・一人暮らし家庭マップ ・一人暮らし家庭の緊急連絡先把握 ○買い物支援、生活手伝い ○不審者対策 ○コミュニティバス
	【共通】 ○情報公開・情報提供 ○各種団体、地域のネット ○交流事業・機会提供 ○講習会・研究会の開催 ○連携 ○相談・コーディネート	〔旧今治市内〕 ○保育体制の充実 ○スクールセンターの充実 ○道路の安全確保 ○子どもの目で地域を考える機会創出 ○食育 ○ゴミに関する条例化	〔旧越智郡陸地部〕 ○防犯組織づくり ○公共施設のバリアフリー化	〔旧越智郡島しょ部〕 ○交通施設の充実 ○生活利便施設の充実 ○教育レベルの確保 ○U・Jターン者の受入れ ○定期的な座談会開催

望ましい地域取組に	【共通】 ○小地域でのサロンづくり（空き屋や学校活用） ○福祉コミュニティラーの育成 ○地域の魅力を活かした活性化	〔旧今治市内〕 ○小学校での話し合い ○地域での声かけの徹底	〔旧越智郡陸地部〕 ○安心・安全のしくみづくり	〔旧越智郡島しょ部〕 ○共同で移動手段の確保 ○買い物支援 ○地区別の相談会 ○定住の取組（職場確保、借家斡旋等） ○地域検定の実施
-----------	---	---	-----------------------------------	--

3 今治市の地域福祉に求められていること（共同調査研究結果から）

【調査で明らかになった問題点・課題】

地域の生活課題

（今治市共通）

- 少子高齢化の進展、人口減少、産業衰退による地域の活力の低下
- 高齢化、人口減少、近所づきあいの希薄化による地域の助け合い力の低下、見守りが必要とする人の増加
- 福祉サービス情報、身近な相談窓口の不足
- 多様な生活課題への対応不足
- 防災・防犯に対する対処力の低下
- 環境美化等のマナーやモラルの低下

（旧今治市）

- 新住民の増加等による近所のつながり、支え合いの仕組みの低下
- 核家族の増加にともなう子育て環境整備や子育て支援の充実
- 新旧住民融合のための交流の促進による顔見知りになる関係づくり

（旧越智郡陸地部、島しょ部）

- 行政の広域化、地域の連帯感、拠点性の喪失による地域の一体感、連帯感の低下
- 移動手段不足・移動費が高く日常生活・福祉サービスが困難、緊急医療等の不足
- 生活サービス、福祉サービス提供体制が不十分
- 主力産業の低迷、就業機会の減少による地域力の低下
- 高齢化による地域福祉を担う人材の固定化、後継者不足
- 少子化で子育て支援の必要性、教育環境の確保の必要性

福祉サービス活動

- 地域密着型サービス等の基盤整備
- 高齢者、障害者の生きがいづくり
- 子育て等を支えるサービスの充実
- 困難な問題解決における関係機関の連携と当事者意識改革
- 福祉活動団体における人材、活動費不足
- サービス向上のための利用者ニーズや評価の客観的把握
- 関係機関間の情報共有・連携・交流不足
- 福祉サービス総合コーディネート機能不足

行政との連携・協働

- 地域、各種活動団体との協働体制が未成熟
- 地域、各種活動団体、福祉関連事業者等と行政の連携不足（情報提供、専門的人材活用、財源の活用、合併後の支所機能等の活用等）
- 空き公共施設等が有効活用されていない

【地域福祉の推進に求められていること】

地域の支え合い（共助）の強化（住民参加、地域活動促進）

- 地域住民の交流、地域福祉活動の活性化
- ボランティア活動等の活性化
- 地域組織の連携促進、人材の育成
- 地域福祉活動基盤の充実
- 安心・安全なまちづくりのための市民活動の促進

行政と地域、事業者の連携・協働による生活課題への対応

- 公的機関と民間事業者等による保健・福祉・医療の総合的な連携
- 情報提供、相談体制の充実
- 民生委員・児童委員活動の充実強化
- 専門機関・事業者との連携体制の強化、サービス区域外地域への対応
- 多様な地域特性や地域への愛着心をいかした圏域設定や事業の展開
- サービス利用者の権利擁護

行政の支援機能の充実

- 地域や各種活動団体等と協働を進めるための行政間の連携促進

4 今治市の地域福祉における施策展開の基本的視点の整理

(1) 課題解決に向けた施策の展開

平成20年度の共同調査研究結果により、今治市の地域福祉推進に求められていることは、①地域の支え合い（共助）の強化、②行政と地域、事業者の連携・協働による生活課題への対応、③行政の支援機能の充実（報告書P23～24【地域福祉推進に求められていること】より）でした。

①地域の支え合い（共助）の強化について

平成20年度の共同調査研究結果によると、各地域内の交流は行われている反面、過疎化や少子高齢化の進行、近所づきあいの希薄化により、地域の支え合い（共助）が低下傾向にあることがわかりました。

モデル地区座談会等においても、全市的に自治会等地域活動への不参加の問題やゴミだしのマナー等があげられました。

・本庁管内の状況

本庁管内（旧今治市内）においては、市民アンケートによると、「あいさつをする程度」の近所づきあいが多いことがわかりました。

また、モデル地区における座談会では、マンション等の住民と地域住民、地域の新旧住民どうし、外国人等の交流が少ないこと、一人暮らしの高齢者や高齢世帯の増加等による要援護者の日頃の見守りや災害時の対応の問題、街灯が少ない等の防犯上の問題等があげられました。

・支所管内の状況

支所管内（旧越智郡内）においては、少子高齢化や過疎化の進行にともなう空き家の増加や伝統行事維持の問題、通院や買い物等の交通手段の問題、保健福祉に関する情報提供の充実、相談窓口の充実があげられました。

ただし、日頃から近所での助け合いは行われており、それにとまって暮らしの満足度や地域活動への参加割合も高く、災害時の避難支援者も確保されている割合が高くなっています。

地域の日頃からのつながりが、治安や災害時の避難支援においても大きな役

割を果たします。しかし、近所づきあいは低下傾向にあり、地域の支え合い（共助）のあり方を改めて考える時期にきているといえます。

②行政と地域、事業者の連携・協働による生活課題への対応について

（ア）地域福祉推進のためのネットワークの必要性

平成20年度の共同調査研究結果から、各地域の団体や事業者等が連携して困難事例や複合的な問題に対処している事例が見受けられました。

また、地域ケア会議や地域自立支援協議会等の連携基盤もつくられています。

複合的な生活課題が増えている現状に鑑みて、今後は既存のフォーマル・インフォーマルなネットワークの輪をつなげて、より有機的なネットワークを構築していくことを考えていく時期となっています。

この際に、個人情報保護法等に配慮しながら、適切な情報共有のあり方を連携とあわせて考えていくことが重要です。

（イ）地域における情報提供や相談体制

地域で自立し安心して暮らしていくためには、ネットワークとともに、適切な情報提供や気軽に相談できる体制が必要となってきます。

平成20年度の共同調査研究結果からも、情報提供における広報紙や民生委員・児童委員等の果たす役割は大きなものでした。

また、民生委員・児童委員の相談件数は、第2章のグラフにもあるとおり、減少傾向にあるものの年間14,000件前後で推移しており、依然、地域の相談活動において大きな役割を果たしていることも事実です。今後は、地域移行施策の推進により、地域における身近な相談窓口、そして、適切な支援へつなげる基点の窓口としての民生委員・児童委員の役割は重要です。

（ウ）社会資源の把握と活用

合併して広域化した今治市は、多様な地域性をもち、地域に存在する社会資源にも偏在がみられます。

今後は、他圏域や市外との交流・連携も視野に入れながら、圏域内の社会資源の把握・有効活用を検討していく必要があります。

③行政の支援機能の充実について

平成20年度の共同調査研究結果から、市民や福祉サービス活動団体において行政との協働の意向がみられました。

少子高齢化、人口減少、多様化・広域化した独特の地域性等、いろいろな状況下で、行政と地域の協働は必要となってきています。

今後、地域と行政が連携していくためには、地域と行政がどのように連携していくかという連携のあり方や、地域と行政との適切な役割分担についての検討が必要となります。

今後は、このことをふまえながら、今治市の地域福祉推進における行政の役割について、地域とともに考えていく機会が大切になります。

(2) 地域福祉推進のための施策展開の役割

社会福祉法第4条に、地域住民・事業者・社会福祉に関する活動を行う者は「地域福祉の推進に努めなければならない」と明記されました。これは、市民の多様な生活課題に対して、公的なサービスだけでは対応しにくくなってきたことを背景に、市民・各種活動団体・行政等地域のすべての関係者が地域福祉の担い手としての活躍が期待されていることを意味しています。

身近な生活課題に対して、市民一人ひとりが取り組む「自助」、行政が取り組む「公助」、そして、各種活動団体や市民等地域社会が取り組むのが「共助」です。

「自助」「共助」「公助」が連携して、地域の生活課題に取り組み、地域福祉の推進をしていくことが大切です。

平成20年度の共同調査研究におけるモデル地区住民座談会において、地域の生活課題を住民の方々にあげてもらいました。そして、「自分でできること(自助)」「地域でできること(共助)」「自分たちや地域ではできないこと(公助あるいは誰にもできないこと)」に分類してもらいました。

これらの結果は、地域福祉計画における「自助」「共助」「公助」を考えていく参考となりました。

次のページに、地域福祉の主な担い手に期待される役割を記述します。

自助（市民の役割）

社会福祉法第4条において地域福祉推進の担い手として、「地域住民」があげられました。このため、市民は、福祉サービスの受け手としてだけでなく、地域福祉推進の担い手として、主体的に積極的に地域活動に参加し、支え合いとつながりのある地域づくりを推進していくことを期待されています。

共助（地域の役割）

地域における自治会、婦人会、PTA、NPO法人、ボランティア団体や事業者等の各種活動団体は共助の推進の担い手としての役割が期待されています。

【今治市社会福祉協議会】

社会福祉協議会は、社会福祉法にも地域福祉を推進することを目的とする団体として、明記されています。また、平成21年度には地域福祉活動計画を策定しており、今後、地域における地域福祉推進の中心的役割を果たしていくことが期待されています。

【地域における各種活動団体】

自治会、婦人会、PTA、NPO法人、ボランティア団体等の地域における各種活動団体は、現在、地域活動において重要な役割を果たしています。今後もこの活動を維持していただき、他の団体との連携を図りネットワークを構築していくことが期待されています。

【サービス提供事業主】

サービス提供事業主は、サービス提供の専門機関として利用者のためにサービスの質の向上や、苦情解決制度の整備等に取り組み、地域との連携を図る役割が期待されています。

公助（行政の役割）

行政は、公的サービスの提供者として質の向上を図るとともに、地域福祉推進には、市民、各種活動団体の連携が必要であるとの認識をもち、地域における支え合いの関係づくりを支援します。また、行政内部においては、関係部局との連携に努めます。

第1期今治市地域福祉計画は「種まき」の時期であり、「新たな支え合い＝共助」の考え方を市民、地域、行政内部に伝えていくことに重点をおきます。

第3章 計画の基本理念と基本目標

1 計画の基本的な考え方

第1期今治市地域福祉計画は、地域福祉の理念の「種まき」の時期にとらえ、新たな支え合い（共助）を中核とする地域福祉についての啓発や情報提供を行い、市民・地域・行政の間に共通認識を醸成することを主眼にしています。

2 基本視点

第3章では、「みつける」「つなげる」「支え合う」を基本視点として、基本理念・基本目標・基本施策を策定しました。

「みつける」

人口減少、少子高齢化等の進行するなかで、地域の方々が地域の生活課題や支援を必要としている人を見つけ、専門機関等必要な社会資源につないでいくことは安心して地域で暮らしていくためには大切なことです。

と同時に、地域住民自らも地域のなかにあるキーパーソン等の社会資源をみつけて、自分の生活課題を解決するよう努めることも大切です。

「つなげる」

平成20年度の共同調査研究結果においても、核家族化の進行や一人暮らしや高齢者世帯の増加等により、孤立化している世帯も見受けられます。また、相談する人がいない、あるいは知らないために不安感が増している家庭もあります。

このため、必要なサービスが必要な人や家庭につながるように、見守り体制の構築や、ネットワーク化、孤立化している人や家庭が地域につながる仕組みが必要となってきました。

また、多様化している地域の生活課題を支援するためには、既存のフォーマル・インフォーマルなネットワークをつないでいき、より有機的なネットワークの輪としていくことも大切です。

さらに、公的なサービスだけでは対応しきれない人に対して、公的サービスとともに、地域の社会資源をつなげることにより、より有効なサービスを提供することができます。

「支え合う」

「みつけて」「つながった」地域の輪が広がっていくなかで、主体的な住民参加、世代間・地域間の見守りや交流が進み、市民・各種活動団体・行政が対等な立場で支え合い＝共助を推進していくことが必要とされています。

このため、地域での支え合いの大切さを市民・各種活動団体・行政と地域内のいろいろな立場の方々に理解してもらい、できることから実践していくことが望まれています。



3 基本理念

つながりと支え合いのある安心して暮らすことのできるまち

個人の価値観やライフスタイルの多様化に伴い、今治市においても地域のつながりが希薄化してきています。

さらに、12市町村という広域合併により、市域が広域化・多様化しており、それに伴い市民の生活課題も地域性の影響を受けたものが多くなっています。

この基本理念は、今治市の市民どうしのつながりを強化し、新たな支え合いの輪をつくることにより、年齢や障害の有無、住まう地域に関係なく安心して暮らすことができるまちを、市民・地域・行政がともに築いていこうという思いを込めたものです。

平成20年度の共同調査研究のワークショップのなかで、提案された「福祉のまちづくり」の目標のなかから選び、作業部会で検討したものです。

4 基本目標

- 基本目標1 つなげる人づくり
- 基本目標2 地域福祉推進のしくみづくり
- 基本目標3 支え合うまちづくり

「ひと」「しくみ」「まち（地域）」づくりにより、年齢や障害の有無に関係なく、安心して住み慣れた地域で暮らしていけることを目指しています。

地域福祉を推進する「ひと」「しくみ」があり、そこから「支え合うまち」づくりが繋がっていくことをイメージしています。

基本目標1 つなげる人づくり

地域の支え合い推進において核となるのは、「人」です。地域で困っている人を見つけ行政や専門機関等につなげていくのは地域や地域住民であり、地域で

の生活課題を自分のこととして受け止める土壌が大切です。

このため、市民一人ひとりが支え合いの大切さや地域福祉の推進の担い手としての意識をもっていたいただくための啓発活動・幼少期からの福祉教育の推進等に努めるとともに、地域福祉に関心をもってもらい後継者づくりを進めることが必要となっています。

また、市民・地域・行政とも地域福祉推進の担い手としての意識を持つ意識づくりが必要です。

基本目標2 地域福祉推進のしくみづくり

近年の保健福祉や医療の施策により、地域の果たす役割はますます大きくなってきています。

「措置から契約へ」といわれるように、個人が自由にサービスや施設を選択できるようになりました。

これからも、地域に住むすべての人が地域で安心して暮らしていくために、地域住民や各種活動団体が地域福祉の担い手として主体的に参加していく仕組みづくりが必要です。

このため、ボランティアの需要と供給が循環するシステムや、福祉サービスを必要とする人に適切にサービスが提供されるシステム、権利擁護制度の充実等が必要です。

また、サービス提供事業者や施設が、分野により偏在しているものもあることから、他圏域や他市との交流等を視野に入れて進めていく必要があります。

基本目標3 支え合うまちづくり

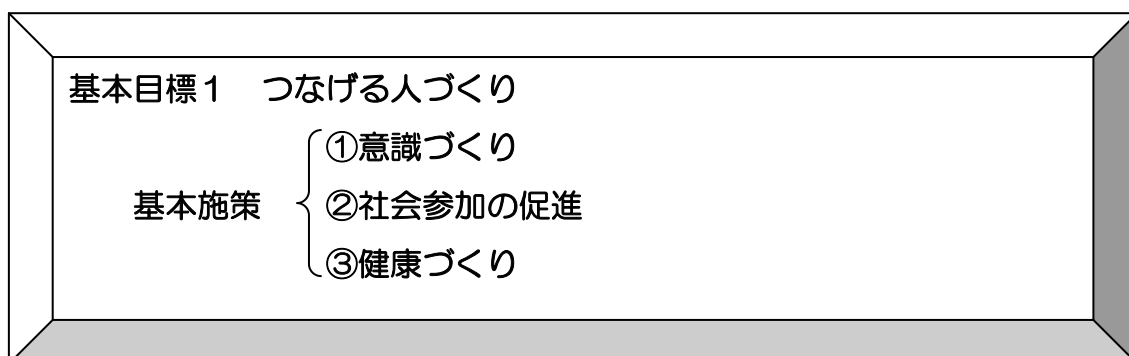
個人や単独の団体では解決できないことも、市民・地域・行政が地域福祉推進の担い手としての共通認識をもち、連携して対処することで、より充実した支援や解決へと向かうことができます。

このため、既存のネットワークをつないでいき、より総合的なネットワークに近づけていくことが重要です。

また、世代間・地域間の交流促進、社会資源を有効活用した地域における連携促進等により、支え合い＝共助へとつなげていくことも大切です。

第4章 地域福祉推進の施策の方向性

1 施策展開の方向性



①意識づくり

地域福祉を推進するうえで、市民・地域・行政とも、地域福祉推進の担い手であり、地域社会の構成員であるという意識をより積極的にもつことが大切です。

市民一人ひとりが、福祉に関心をもち、全市民が福祉サービスの受け手であるとともに、担い手であるという意識をもって、主体的に地域福祉に関わっていくことが期待されています。

地域の各種活動団体も、地域の構成員としての意識を深め、より一層の連携や協働を進めていくことが期待されます。

行政も、地域との連携や協働の必要性を認識するとともに、行政職員は地域活動や、ボランティア等の市民活動を支援する意識をもつ必要があります。

このため、学校等における福祉教育、市職員による出前講座、また今治市社会福祉協議会が進める各地区の座談会、地域福祉に関心をもってもらう機会づくり、行政内部での取組等を他部局と連携しながら進めていきます。

②社会参加の促進

地域に住まうすべての人が、一生を通じて生き生きと社会参加・交流ができることは、生活の質を高めるうえでとても大切なことであり、誰もが社会参加をできるような環境づくりの意識をもつことが大切です。

また、年齢や性別の相違、障害の有無等の個性を理解し認め合い、支え合う社会づくりが大切です。

このために、ことぶき大学等の生涯学習の充実や、世代間の交流、男女共同

参画部門との連携、福祉ショップの整備等に努めます。

③健康づくり

平成20年度の共同調査研究結果によると、市民が困っていること、不安に思っていることの第一位は「自分の健康のこと」でした。

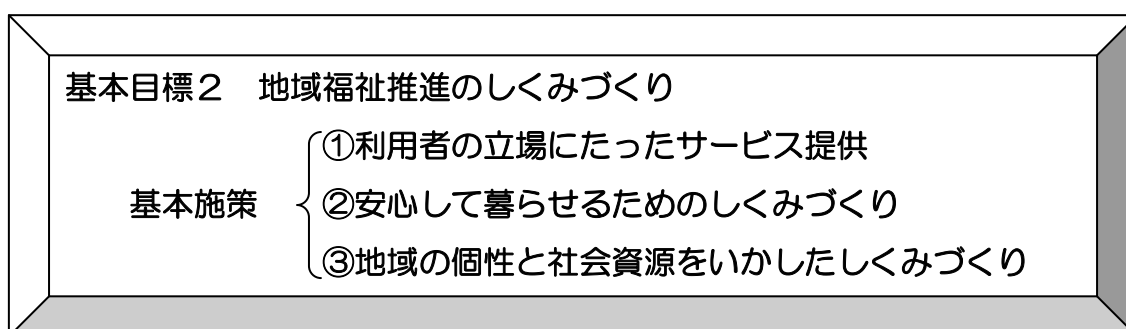
まち全体の活力向上のために、市民一人ひとりがいきいきと自分の状態にあわせて生活していくことが大切です。

市民一人ひとりが自分の健康状態を意識し、自分の状態にあった健康づくりを実践できるよう、保健部門が行う今治市の健康づくり計画である「バリッと元気」の推進を支援します。

また、保健部門は市民の一生を通じた関わりを行うことができ、あらゆる年代にかかわることから、市民のニーズや地域の状況等を把握しやすく、このなかでも、保健師は地域と行政をつなぐコーディネーターとしての役割を果たします。

さらに、保健活動は福祉にとって「予防」的役割を果たし、生活習慣病等を予防することは、元気市民づくりや介護予防等になります。

このため、出前健康広場とともに地域に出向き、啓発活動を行います。



①利用者の立場にたったサービス提供

利用者の視点にたつことは、サービス提供のうえでとても大切なことです。

また、社会福祉基礎構造改革等により明確化された利用者本位の考え方により「措置から契約へ」といわれるように、サービス利用者は自由にサービスや施設を選べるようになりました。

しかし、高齢者や障害者の方のなかには、加齢や障害等により判断レベルが

落ちてきて、一人で困っている方もいらっしゃいます。

このような方々が安心してサービスを選択し、利用していくために、権利擁護制度や虐待の対応等の充実に努めます。

また、専門機関や行政機関との協働を進め、地域でのケア体制の充実に努めていきます。

さらに、あらゆる市民の社会参加を促進しやすくするために、建物等のバリアフリー化とあわせて個性を理解し尊重し合うという「こころのバリアフリー化」を進めていくことも大切です。

なお、建物等のバリアフリー化に関連して、最近では、はじめからバリアをつくらないようにしようというユニバーサルデザインという考え方が取り入れられるようになりました。そこで、これからは今あるバリアを取り除くとともに、はじめからすべての人が使いやすく住みやすいユニバーサルデザインの生活環境づくりが大切です。

②安心して暮らせるためのしくみづくり

【要援護者対策について】

平成20年度の共同調査研究結果から、日頃のつながりがある人ほど、災害時に家族以外の友人・知人が助けてくれる割合が高いという傾向がでました。

他方、近隣との日頃のつながりが「あいさつをする程度」が多かった市街地の一部地区では、災害時に助けてくれる人の割合が低くなっており、かつ、一人で避難できない人の割合も高くなっていました。

少子高齢化・一人暮らしの高齢者の増加、生活環境の変化で、治安の問題や一人暮らしの高齢者や障害者の方の安否確認の問題等が生じてきています。

・日頃の見守り体制

地域内での孤立化や虐待を防止するために、現在実施されている各担当課の見守り制度、日頃から顔見知りの関係をつくるための地域や世代間の交流促進事業を活発化したり、認知症や障害のある方との交流や勉強会等を実施して病気や障害を理解している人を増やし、孤立化を防いだり、ボランティアを増やすことにつながる事業が大切となっています。

・災害時対応

災害時の避難支援プランについては、現在、策定中であり、平成21年度中には全体計画が完成する予定です。平成20年度の共同調査研究においても、災害時の避難支援が現実に機能するためには、日頃のつながりが重要であることが結果として出ています。また、防災については市民の関心が高かった分野となっています。

このため、今治市社会福祉協議会が進めている災害時の避難支援マップづくり等と行政も施策を連携して行う必要があります。

【ボランティアの循環システムについて】

平成20年度の共同調査研究結果によると、ボランティアに参加できない理由として、仕事や育児で時間がないという理由が上位にあがっていました。

ボランティアの需要と供給が循環するシステムづくりや気軽に参加できるボランティアのシステムづくりを市民活動推進担当課や今治市社会福祉協議会等の関係機関と検討していきます。

【「総合相談支援体制」と保健福祉サービスの「情報提供の充実」について】

平成20年度の共同調査研究結果において、安心したサービス利用に必要なこととして「身近に相談できる総合相談窓口の設置」と「福祉サービスに関する情報提供の充実」ということが上位にあげられました。

市民アンケートのなかで、困ったり、不安を感じたとき、「家族や親戚に相談する」が8割を超えており、専門機関等への相談割合は低い傾向を示していました。現在、相談内容によりさまざまな相談窓口が存在していますが、どこに相談すればよいのかわかりにくい状況にあります。

また、市民側の情報入手先として、市の広報紙が一番であり、島しょ部等は民生委員・児童委員等による口コミも大きな役割を果たしていました。

・総合相談支援体制について

個別の福祉制度ごとに分かれている部署を、どのような体制が市民サービス向上にとってよいか検討していきます。

- ・保健福祉サービスの情報提供の充実について

今後、市民にとってわかりやすい保健福祉に関する情報提供の充実を図っていきます。

- ・民生委員・児童委員について

地域における民生委員・児童委員の相談支援活動の果たす役割は大きく、今後は地区により配置の適正化を図る等、民生委員・児童委員の活動する環境づくりや連携強化もあわせて検討していきます。

③地域の個性と社会資源をいかしたしくみづくり

【圏域の設定】

- ・地域の範囲のイメージや活動範囲

市民アンケートのなかで「地域の範囲」のイメージについて質問したところ、旧今治市内においては「小学校区」「自治会」、旧越智郡内においては「合併前の旧市町村」「自治会」とする回答が多くみられました。

福祉サービス活動団体アンケートのなかで、各団体の活動範囲について質問したところ、「小学校区～中学校区」が過半数を占めていました。

- ・基本圏域の設定

地域福祉推進はある程度顔の見える地域で、地域内の生活課題やつながりを共有・解決しやすいことがひとつの条件といえます。

このため、本計画における**基本圏域**の設定として、旧今治市内は小学校区、旧越智郡内は合併前の旧市町村とすることにします。これは、市民アンケートにおける地域の範囲のイメージや福祉サービス活動団体の活動範囲とほぼ一致するとともに、地域内の校区・地区社会福祉協議会のエリアとも合致するからです。

- ・重層的な圏域

市民アンケートによる地域の範囲のイメージは、基本圏域以外に、「自治会」とする回答も多くみられました。

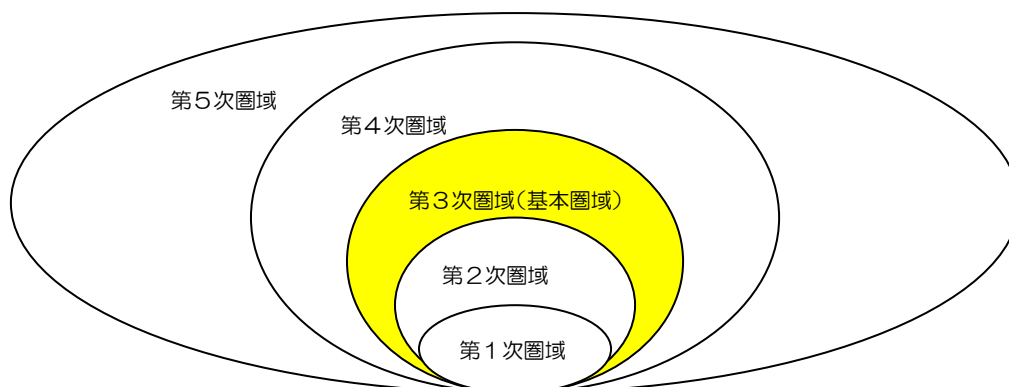
ある程度、圏域が狭くなればなるほど問題発見や共有もしやすくなり、地域

の社会資源も把握しやすくなります。一方、専門性の確保は大きな圏域の方が確保しやすいこと等、圏域の規模ごとに特色がでてきます。

そこで、第1期今治市地域福祉計画においては、基本圏域を中心とした次のような重層的な圏域を想定しています。

各圏域	範囲	想定される活動内容
第1次圏域	隣近所（班や組）	声かけ、見守りや清掃等の相互扶助活動。
第2次圏域	単位自治会	
第3次圏域（基本圏域）	小学校区・旧市町村区域（基本圏域）	住民参加で地域の生活課題の把握・共有・解決を行う。
第4次圏域	本庁管内（旧今治市）・支所管内（旧越智郡陸地部・旧越智郡島しょ部）	地域特有の生活課題を共有できる範囲。市民・今治市社会福祉協議会・専門機関・行政での解決。
第5次圏域	全市域	行政等による今治市の保健福祉施策の大きな方向性が決定され、各圏域への支援、専門機関や事業者、自治会等各種活動団体の連携や調整が必要になる。

※重層的圏域イメージ図

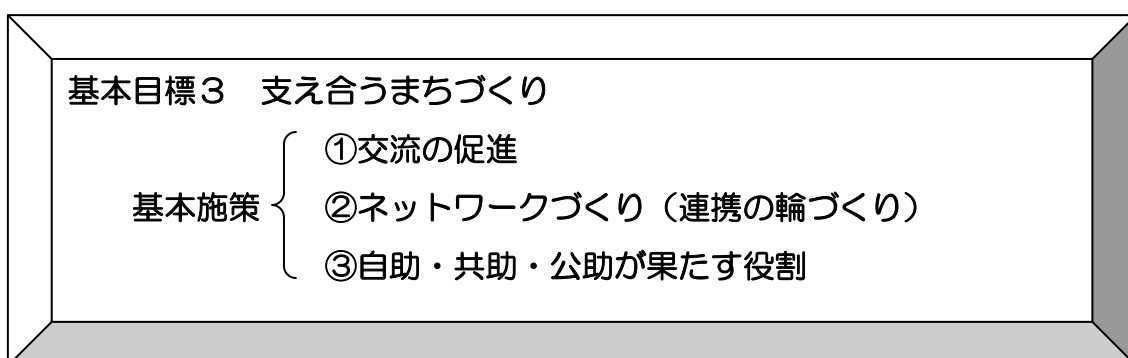


【多様な社会資源】

合併後の今治市は広域化した市域、また、その市域内は市街地・中山間地域・島しょ部と多様性に富んでいます。

多様性に富んだ地域内には、個性ある景観や施設、いまだ残る強いつながりをもつ地域等の社会資源も備えています。

今治市には多くの個性を持つ社会資源が存在していることは確かであり、まずは、その把握をし、活用方法を検討していきます。



①交流の促進

平成20年度の共同調査研究のなかで実施した各モデル地区代表の市民、各種活動団体の代表、行政職員から構成されるワークショップのなかで、世代間のみならず地域間や市民と各種活動団体との交流を求める意見も聞かれました。

今後も世代間や地域間の交流の充実を図っていきます。

②ネットワークづくり（連携の輪づくり）

個人で、あるいは単独の団体や組織だけでは、複雑化・多様化した生活課題に対応することはむずかしくなっています。

このため、地域内、地域と行政、行政内部の連携強化を図り、ネットワークの輪をつなげていく方策を検討することが必要です。

③自助・共助・公助が果たす役割

平成20年度の共同調査研究において、地域の生活課題を地域住民の方々にだしてもらい、その課題について、「自分でできること」「地域でできること」「誰

にもできないこと」に分類してもらいました。

また、市民・福祉関係活動団体アンケートにおいて、行政との協働については、積極的意向が多くみられました。

今後、行政と市民・地域の各種活動団体との協働は進んでいくと考えられますが、まずは、役割についての共通認識をもつことが大切です。

市民一人ひとりが地域課題に対して、どういう関わり方で解決していくか、そして、その地域課題に対して地域や行政がどのように関わっていくか、その関わり方を検討していく必要があります。



2 施策の具現化に向けて

【今治市の地域における主な見守り・支援体制】

高齢者

「民生委員・児童委員や見守り推進員による見守り活動」「緊急通報装置（貸与）」「配食サービス」「福祉電話（電話による安否確認・電話機貸与）」「徘徊高齢者位置情報探索システム（初期費用補助）」「在宅介護支援センターや社会福祉協議会による見守り活動」「高齢者虐待ネットワーク」等

障害者

「地域連携クリニカルパス」
「保健師や相談支援専門員等の個別訪問」「民生委員・児童委員による見守り」「福祉電話（貸与）」等

子ども

「こんにちは赤ちゃん事業」「マイ保育園」「つどいの広場」「地域子育て支援センター」「児童館親子クラブ活動」「子どもと家庭の相談窓口」「要保護児童対策地域協議会」「わくわく子育てサロン」「主任児童委員や青色パトロール等の地域での子どもの見守り活動」等

見守りや支援

行政 地域包括支援センター 障害者相談支援事業者 民生委員・児童委員（主任児童委員） 見守り推進員 自治会 学校 保育園 幼稚園 児童館 児童クラブ 社会福祉協議会 専門機関 等

※主な見守りや支援体制を示したものですべてではありません。

【災害時の要援護者支援プランについて】

近年、全国的に発生する自然災害において、犠牲者の多くが高齢者等であることから、災害時に自力で避難することが困難な者（以下「災害時要援護者」）に対する支援対策が求められています。

本市でも、災害時要援護者が安心して地域で暮らすことができるよう、国や他県の「災害時要援護者避難支援ガイドライン」、「今治市地域防災計画」を参考に、「今治市災害時要援護者避難支援プラン（全体計画）」策定を進めています。

1 災害時要援護者の把握に関する事項

対象になると思われる災害時要援護者の把握については、福祉事務所を中心に行政が所有する情報をもとに抽出する一方、行政のみでは把握することが困難な情報については、民生委員・児童委員等に協力を依頼することにより把握します。

【市内部で一元管理する災害時要援護者情報（災害時要援護者台帳）】

1	住民基本台帳	市民課
2	介護保険被保険者台帳	高齢介護課
3	身体障害者手帳所有者情報	障害福祉課
4	療育手帳所有者情報	障害福祉課
5	精神障害者保健福祉手帳所有者情報	障害福祉課
6	高齢者のみの世帯状況	高齢介護課

2 災害時要援護者情報の共有に関する事項

（1）関係機関間の情報共有方法

「今治市個人情報保護条例」の解釈と運用について検討し、1の方法により抽出された情報（災害時要援護者台帳）をもとに、まずは行政内に設置する「災害時要援護者避難支援班」（防災部局と健康福祉部局等で設置）内で情報の共有を図ります（関係機関共有方式）。

将来的には、平常時から地域の支援団体と情報を共有するために、介護保険被保険者台帳・高齢者のみの世帯状況等から把握した災害時要援護者については、「災害時要援護者台帳」をもとに民生委員・児童委員に情報提供し、民生委員・児童委員から直接災害時要援護者に対して「災害時要援護者同意者台帳」への登録を働きかけます（同意方式）。

ただし、身体障害者、知的障害者、精神障害者等の災害時要援護者への働きかけは、行政から行い、「災害時要援護者同意者台帳」への登録は災害時要援護者からの希望によります（手上げ方式）。

（２）情報の更新

原則として、年１回は「災害時要援護者台帳」及び「災害時要援護者同意者台帳」の追加・更新等を行うとともに、適宜、関係者の届出により最新の情報に更新します。

３ 災害時要援護者の支援に関する事項

（１）日常的な見守り活動や助け合い活動の推進方策

民生委員・児童委員においては、日頃から高齢者等への日常的な見守りや生活支援を実施しており、平成１８年度からは全国的に「災害時一人も見逃さない運動」が展開されています。

自主防災組織についても、本市では５９．５％の組織率（平成２２年１月１日現在）で、民生児童委員協議会同様、災害時要援護者の把握に努めています。

また、今治市社会福祉協議会においても、災害時を想定して、災害救援ボランティアセンターの設置訓練や、災害ボランティア活動についての意識啓発研修が実施されています。

将来的には、こうした各種避難支援団体の取組による複合的な災害時要援護者に対する活動や情報を、災害時に、より有効に活用できる方策について検討していく必要があります。

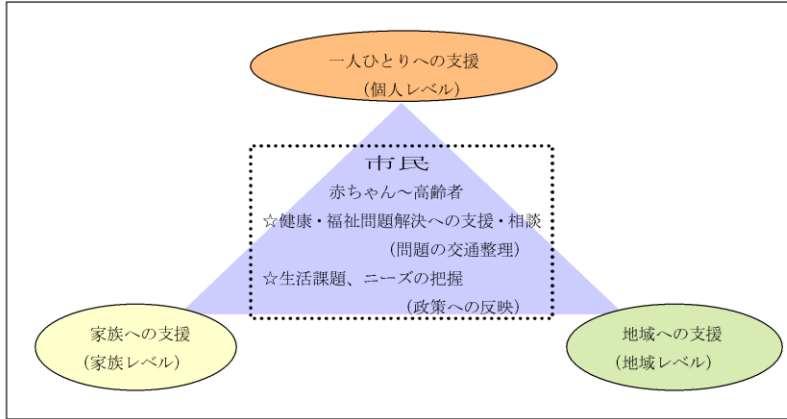
（２）緊急対応に備えた役割分担と連絡体制

平常時から「災害時要援護者避難支援班」において、民生委員・児童委員等をはじめ、地域における避難支援団体との間で、緊急時における安否確認情報の連絡体制について検討していく必要があります。

【基本目標と役割分担】

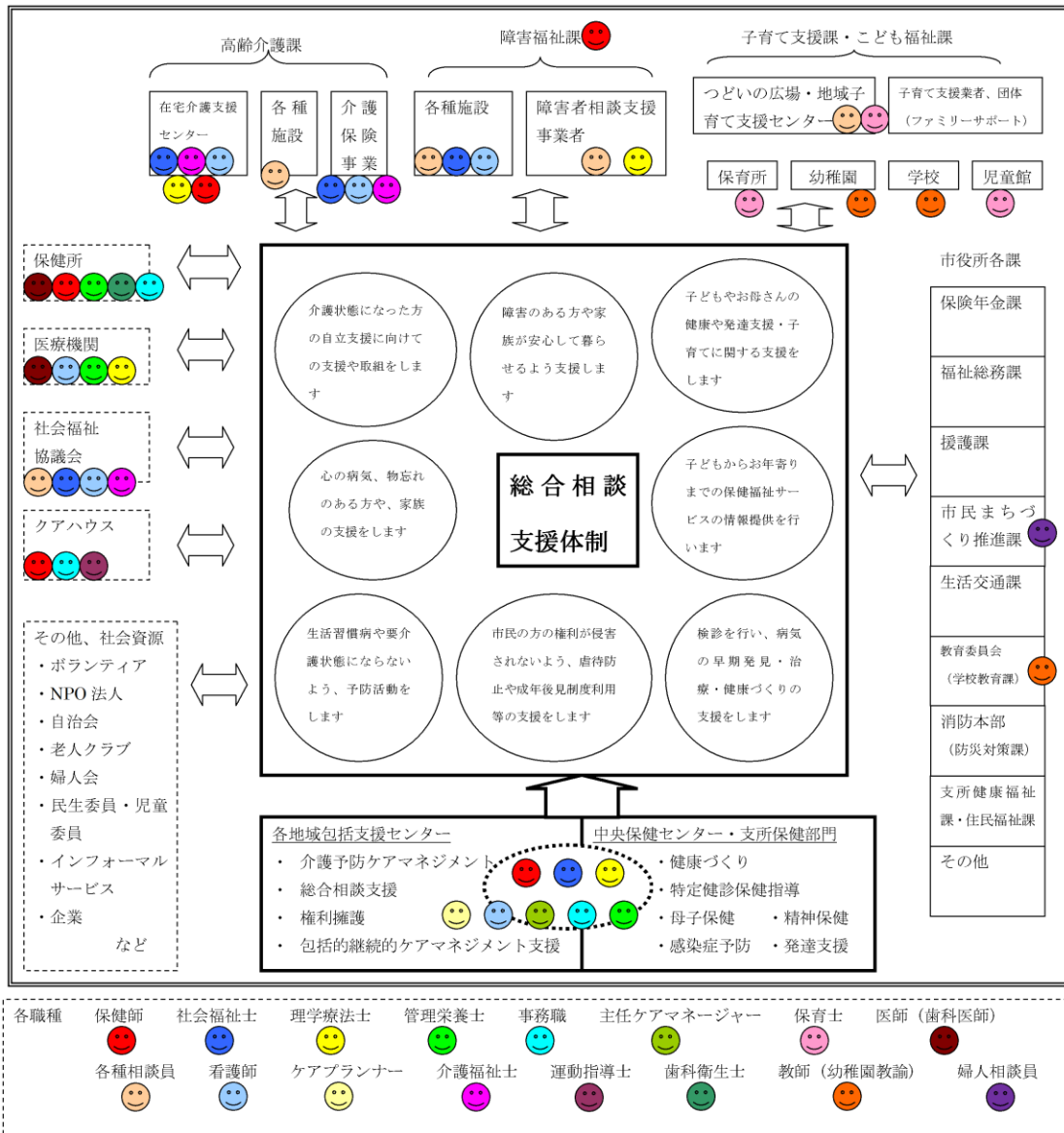
基本目標	役割				
	市民	地域			市
		地域における各種活動団体	サービス提供事業者	今治市社会福祉協議会	
つなげる 人づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉や地域に関心をもつ ・福祉サービスの受け手であるとともに、担い手でもあると意識し、主体的に地域福祉活動に参加するようところがける ・自分の健康状態を意識する 	<ul style="list-style-type: none"> ・活動のノウハウを後継者につなげ、他の団体と連携して地域福祉活動を実践する ・地域住民に広く参加を呼びかける ・各世代に働きかけ、後継者育成につなげる 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の一人としての認識をもち、専門性を地域貢献にいかす ・地域での適切な相談や支援活動につなげるため、職員の資質向上を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ・全市的な福祉教育推進 ・ボランティアやリーダー養成 ・職員の専門性を高め、資質向上を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発活動 ・福祉教育・健康教育や社会教育の充実 ・市民活動推進担当・男女共同参画部門との連携を図る ・職員の資質向上・意識改革
地域福祉 推進のしくみづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・積極的に情報を受け取る ・地域の生活課題の把握・共有に努める ・日頃から緊急時対応の方策を自分で考えて、備えをしておく ・福祉教育や社会教育等に参加する ・地域での見守り体制に協力する ・子ども達に地域福祉活動を伝える 	<ul style="list-style-type: none"> ・活動内容を地域へ積極的に発信 ・地域住民に広く参加を呼びかける ・地域の生活課題を把握・共有し、地域の他団体と連携して解決する ・地域での防犯・防災活動に積極的に参加する ・地域での見守り体制に協力し、適切な支援につなげる ・伝統行事を通じての地域福祉活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスの質の向上を目指す ・サービスの内容をわかりやすく利用者に説明する ・第三者評価制度の導入や苦情解決制度の整備 ・ボランティア活動への理解や受け入れ ・自らが地域の社会資源と認識のうえ、地域福祉活動に参加する ・緊急時・災害時の対策に努める 	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアセンター機能の充実（窓口・情報収集・コーディネート機能） ・権利擁護機能充実 ・災害時ボランティア機能充実 ・災害時要援護者マップづくり支援 ・社会資源マップづくり支援 ・住民座談会を通じて生活課題を把握し、適切な機関や支援につなげる 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報提供の充実 ・総合相談支援体制の充実 ・災害時の避難支援プラン策定・日ごろの見守り体制の充実 ・社会資源の把握に努める
支え合う まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・積極的に交流に参加する ・世代を超えて近隣と積極的に交流する ・あいさつ、声かけ、見守り等を気軽に行う ・自分の得意分野をいかし、地域福祉活動に参加する 	<ul style="list-style-type: none"> ・積極的に他団体と交流する ・誰もが参加しやすい交流事業を行う ・イベントや交流事業の周知活動を行う ・民生委員・児童委員（主任児童委員）や社会福祉協議会と連携する 	<ul style="list-style-type: none"> ・積極的に他団体と連携して、利用者支援を行う ・地域交流を行う ・サービス提供事業者のネットワーク形成 	<ul style="list-style-type: none"> ・世代を超えたサロンの充実・普及 ・校区・地区社会福祉協議会の育成・支援、活動内容の啓発 ・市民・各種活動団体・行政との連携を図る ・地域の人・団体間のコーディネート機能の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・交流の促進 ・ネットワークづくり ・初期段階における重点的取組を実施

【住み慣れた地域で安心して暮らすために】



対象	内容
高齢者	地域ケア体制の整備充実 予防重視型の介護サービスの推進等
子ども	子どもと親の健康、発育・発達相談・支援 育児方法の指導・支援 ひとり親家庭支援 子育て支援等
障害者(児)	障害者の自立支援や社会参加の促進 障害者福祉施策の推進
全市民	健康づくりや地域福祉の普及・啓発 情報提供の充実 総合相談支援 権利擁護(虐待・成年後見制度利用支援など) 保健・医療・福祉の連携・調整

地域との連携
多職種連携(チームアプローチ)
地域資源のネットワーク化



※この表は今治市で安心して暮らすために必要なネットワークのイメージです。

【初期段階における重点的な取組】

第4章で示した基本施策を実践し、基本目標を達成するために、地域福祉推進のための「初期段階における重点的な取組」として、以下の事業を展開します。

取組1 公共施設での啓発事業—モデル事業

共同調査研究の市民アンケート結果より、安心したサービス利用に重要なこととして、「総合相談窓口の設置」「情報提供の充実」が、回答者の過半数を越えました。

また、共同調査研究の目的として、今後の今治市の地域福祉の推進において、「合併後の今治市内に存する多様な社会資源の連携と市民参加」を重要なポイントとしていました。

これらのことから、地域の方々に「まずは福祉に関心をもってもらおう」と考えました。さらに、その際に、多様な社会資源の有効活用と連携を図り、保健福祉サービスの情報提供の充実を主な目的として、既に下記の集客力の見込まれる公共施設で啓発事業として、移動式総合相談の開設等の事業を試験的に実施しております。

元気フォーラムin 今治（平成21年2月7日 今治市総合福祉センター）
元気フォーラムin 大三島（平成21年3月6日 マーレ・グラッシア）
元気フェスタ2009in 菊間（平成21年11月1日 かわら館・かわらのふるさと公園）

【事業の主な目的】

①まずは関心をもってもらおう

保健福祉は一生を通じてどなたもかかわる制度です。何かのときの備えとして関心をもってもらい、必要なときに活用していただけるように、わかりやすく親しみやすい情報提供を目的としました。

保健福祉分野以外の場所で事業を実施することにより、現在はあまり保健福祉分野に関心のない層へ情報提供することも目的としています。

また、障害者の作業所の製品の販売や障害のある方が販売等に参加することにより、障害者の社会参加や障害者福祉への理解につながることも視野に入れています。

②移動式総合相談及び情報提供

市役所本庁では、タテ割りの制度やサービスの内容により、担当課が複数に分かれています。また、専門的な窓口は市役所以外の組織に属する場合も多くあります。

他方、市民の抱える問題は複雑化・多様化してきており、市民の方が相談をする際に、複数の窓口を利用する場合があります。以上のような状況を考え、本事業実施の際に、ある程度の相談窓口を集めることにより、総合的な相談ができる体制をとっています。

③地域の社会資源をいかす

合併後の今治市には、個性豊かな社会資源が多くあります。施設本来の目的をいかしながらも、違った分野と一緒に事業に取り組むことにより、施設本来の設置目的外の魅力や活用方法、広い範囲の啓発活動につながります。

④他課や他組織との連携づくり

啓発事業を通じて市民の保健福祉に対する意識高揚や市民ニーズを把握することは、単独の課だけではなく、複雑化・多様化した生活課題に対応するためにも、日頃から関係者・関係機関どうしのつながりをつくっておくことが大切です。事業を共同で実施することで連携促進や職員のスキルアップにつながります。

⑤民間団体と保健福祉事業との連携

公共施設では、指定管理者制度を導入している施設もあります。このような施設で、現在、指定管理者（企業等民間団体）の協力を得て啓発事業を実施しています。今後、今治市としてどのように指定管理者以外の企業等民間団体と連携していくか、あるいは、民間団体の社会貢献とどのように行政がタイアップできるのかを啓発活動とあわせて、モデル事業を拡充していく必要があります。

取組2 地域内の連携のあり方の検討ーモデル事業

地域のなかには、一人暮らしの高齢者や障害者、高齢者世帯等で孤立化していたり、見守りを要する世帯も少子高齢化の進行に伴い増えてきています。

他方、地域のなかでのつながりも特に市街地では「あいさつをする程度」が増加しており、近隣どうしのつながりが薄れてきています。また、地域のなかからも、見守りの必要性の認識はあるがプライバシーへの配慮もあり、見守り体制構築や情報共有においても支障をきたしているとの声も多くきかれました。

次に、地域福祉は地域の生活課題を地域で共有し、自助・共助・公助の役割をそれぞれの立場で果たし、協働しながら解決していくことです。

このために、生活課題の抽出や共有、地域内や地域と行政との協働のあり方等を検討していくことが重要です。

そこで、ひとつのモデル地区を選定し、地域と今治市社会福祉協議会や校区（地区）社会福祉協議会、行政とが協力し合いながら、連携のあり方等を検討していくモデル事業を実施していきます。

この事業の主な目的は、①日頃の見守り体制の検討②個人情報保護を考慮した情報共有のあり方③地域の生活課題の共有④地域での連携や地域と行政の協働のあり方⑤地域への啓発等です。

取組3 出前講座

地域福祉や新たな支え合いを広く周知し理解してもらうために、市の出前講座（広報広聴課主管）への登録を行い、地域に出向いていきます。

取組4 行政内部での取組

取組2で、地域内での連携や啓発について実施します。これからは地域が連携し、その地域と行政も連携していかなければなりません。

このため、行政内部でも各種研修、啓発活動を行い、地域の課題をみつけ、関係機関へとつなげ、地域を支え合っていく取組が必要となってきます。

そこで、①認知症等の病気や障害を正しく理解し、適切な支援へと導くための学習会②地域との協働や行政の役割への意識をもつための啓発事業③市職員が地域活動に参加しやすい環境づくり等を関係各課とともに検討しています。

取組5 ボランティアやリーダー養成

今治市社会福祉協議会が実施していく地域福祉活動を行うボランティアやリーダーの養成を市民活動推進担当課とともに支援し、ボランティアの需要と供給の循環のシステムづくりを目指します。

基本施策のための取組は、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、障害者計画、次世代育成支援地域行動計画、今治市社会福祉協議会策定の地域福祉活動計画等の個別計画の取組との連携や実施も大切なことであり、各計画の推進機関と連携を図っていきます。



第5章 計画の推進

1 計画の推進と評価

計画の推進については、市民・地域・行政が連携して推進していくことが重要です。

このため、市民や地域へは地域福祉推進のための情報提供や理解・参加を求めていくとともに、行政内部への啓発や連携、協働への理解等を関係各課とともに推進していきます。特に、「初期における重点的な取組」を推進していきます。

地域福祉計画は、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、障害者計画、次世代育成支援地域行動計画、今治市社会福祉協議会策定の地域福祉活動計画と特に密接な関係をもっており、地域福祉計画は各々の分野別計画に共通した課題解決を目標としていることから、各々の計画の見直しの時期に本計画との整合性を図り、各計画との調整を図っていきます。

現在、初期段階における重点的な取組として実施している事業については、参加者や従事者へのアンケートを実施しています。これらの結果を今治市福祉事務所調整会議等を活用して行政内部へ伝え、初期段階における重点的な取組の検証を行うとともに、今後の事業展開に反映していきます。

2 計画の普及と啓発

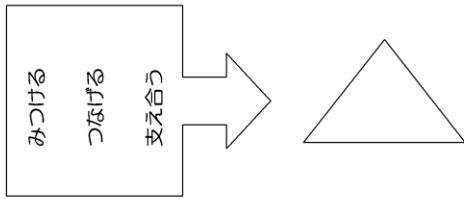
「初期における重点的な取組」における取組を実施していく過程で、市民・地域・行政への今治市地域福祉計画及び地域福祉の普及と啓発を推進していきます。

今治市地域福祉計画施策体系図

地域福祉推進に求められていること

- ① 地域の支え合い（共助）の強化（住民参加、地域活動促進）
- ② 行政と地域、事業者の連携・協働による生活課題への対応
- ③ 行政の支援機能の充実

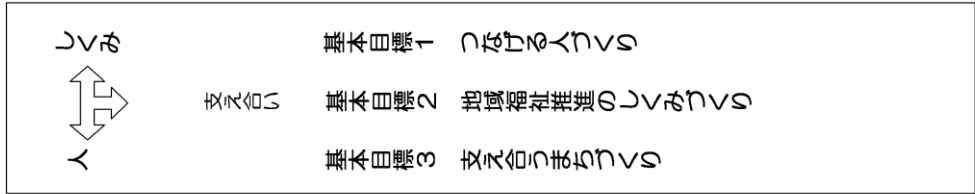
視点



基本理念

つながり支え合いのある安心して暮らすことのできるまち

基本目標



基本施策

基本目標1 つなげる人づくり ① 意識づくり ② 社会参加の促進 ③ 健康づくり	基本目標2 地域福祉推進のしくみづくり ① 利用者の立場にたったサービス提供 ② 安心して暮らせるためのしくみづくり ③ 地域の個性と社会資源をいかしたしくみづくり	基本目標3 支え合うまちづくり ① 交流の促進 ② ネットワークづくり（連携の輪づくり） ③ 自助・共助・公助が果たす役割
---	---	--

初期段階における重点的な取組

取組1 公共施設での啓発事業— モデル事業 「まずは福祉に関心をもって らおう」を目的とした事業を 実施していきます。	取組2 地域内の連携のあり方の検討— モデル事業 地域福祉活動推進のあり方を、 地域とともに考えていきます。	取組3 出前講座 地域福祉や新たな支え合いにつ いて、広く地域に伝えていきま す。	取組4 行政内部での取組 行政内でも、地域福祉推進のた めに取組を行い、協働へとつな げていきます。	取組5 ボランティアやリーダー育成 地域福祉活動を行うボランティ アやリーダーの養成を支援しま す。
--	--	---	--	--

資 料 編

今治市地域福祉計画策定検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、社会福祉法（昭和26年法律第45条）第107条に規定する地域福祉計画を策定するため、今治市地域福祉計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 今治市地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定に関すること。
- (2) その他市長が必要と認める事項に関すること。

(委員)

第3条 委員会の委員は、16人以内とする。

- 2 委員は、地域福祉について優れた識見を有するものから、市長が委嘱又は任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱から計画策定の日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を1人置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、会務を総括する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 委員長は、必要があるときは、委員会に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部福祉総務課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年5月1日から施行する。

今治市地域福祉計画策定検討委員会 委員名簿（敬称略）

今井 義 孝	今治市老人クラブ連合会	会長
上田 昭	愛媛県今治保健所	所長
越智 一 博	今治市障害者団体連合会	会長
越智 徹 也	今治市民生児童委員協議会	会長
越智 光	今治市	消防長
片上 修二郎	今治市社会福祉協議会	会長
川本 登倭子	今治市連合婦人会	会長
菅 大 三	今治市医師会	会長
菅 千代美	地域子育て支援センター志々満おひさまセンター	センター長
近藤 健太郎	今治市ボランティア団体連絡協議会	会長
下田 正	聖カタリナ大学人間健康福祉学部	教授 ※委員長
重見 一 正	今治市健康福祉部	部長
長野 シゲミ	今治市男女共同参画審議会	委員
日浅 義 輝	今治市小中学校校長会	会長
眞鍋 誠 子	今治市明德短期大学ライフデザイン学科	教授
矢野 學	今治市連合自治会	会長

今治市地域福祉計画策定検討委員会 経過

回数	日時	内容
第1回	平成21年7月23日	<ul style="list-style-type: none"> ・委員紹介及び委員長選出 ・平成20年度（財）地方自治研究機構との共同調査研究結果報告 ・今治市地域福祉計画策定方針及び策定スケジュール等
第2回	平成21年12月3日	<ul style="list-style-type: none"> ・今治市地域福祉計画素案検討
第3回	平成22年2月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメント結果報告 ・今治市地域福祉計画素案の確定について

今治市地域福祉計画策定検討委員会作業部会 経過

回数	日時	内容
第1回	平成21年7月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成20年度（財）地方自治研究機構との共同調査研究結果報告 ・今治市地域福祉計画策定方針及び策定スケジュール等
第2回	平成21年8月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・基本理念・基本施策・基本目標について ・今治市地域福祉計画の策定方針
第3回	平成21年11月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・今治市地域福祉計画素案検討
第4回	平成21年12月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回今治市地域福祉計画策定検討委員会指摘事項と対応について ・今後の予定

※上記以外にも担当者による打合せを随時実施

用語集

あ行

新たな支え合い（あらたなささえあい）

平成19年10月に厚生労働省社会・援護局の求めに応じ「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」が設置され、その結果をまとめたものが、平成20年3月に『地域における「新たな支え合い」を求めて－住民と行政の協働による新しい福祉－』という報告書にまとめられました。新たな支え合いとは、この報告書の中で示された新しい地域の関係のことをいいます。

NPO（えぬ・ぴー・おー）

No nProfit Organization の頭文字の略で、直訳すると「非営利組織」「非営利団体」となり、一般的には、営利を目的とせず、社会のさまざまな課題に対する社会的使命の実現を目指し、不特定多数のものの利益の増進のために活動する組織、団体をいい、組織化されたボランティア団体や市民活動団体をNPOといい、その中で法人格を取得したものがNPO法人です。

「非営利」というと、対価を取らず無償で活動を行うといったイメージがありますが、「利益」を分配しないということです。

か行

協働（きょうどう）

2以上の団体が共通の問題意識を持つ領域においてそれぞれが個別に活動するよりも高い効果を上げるために、相互の役割と責任を認識し、対等な立場のもとに連携又は強調し合う関係のことをいいます。

権利擁護（けんりようご）

判断能力が不十分な認知症高齢者、知的障害者、精神障害者などの権利をまもり、援助者が本人に代ってその権利の表明を行うことをいいます。具体的な制度として、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業等があります。

子どもと家庭の相談窓口（こどもとかていのそうだんまどぐち）

子育てや子どもと家庭に関する相談を家庭児童相談員が受けています。個別相談、電話相談の他、市内の児童館やつどいの広場での巡回相談も行っています。

コミュニティバス

地域住民の交通の利便性向上を目的として、地方公共団体が運行に関与している乗合バスを一般的に呼びますが、法的に明確な定義はありません。普通路線バスと同様、道路運送法の規定が適用され、運行形態は、既存のバス事業者が運行するもの、貸切バス事業者が運行するもの、地方公共団体が運行するものなどがあります。

さ行

在宅介護支援センター（ざいたくかいごしえんせんたー）

在宅で一人暮らしの高齢者の方や、高齢者と同居している家族の日常生活の総合的な相談を受けたり、必要な保健・福祉サービスが総合的に受けられるように、市役所や関係機関との連絡調整を行う機関です。

児童館親子クラブ活動（じどうかんおやこくらぶかつどう）

市内の各児童館で、未就学児とその保護者を対象に親子のふれあい活動や情報交換の場を提供しています。

市民と住民（しみんとじゅうみん）

この計画でいう「市民」とは、今治市に在住する市民であり、「住民」とは、今治市内のある一定の地域で生活をする人をいいます。

社会福祉基礎構造改革（しゃかいふくしきそこうぞうかいかく）

1990年代から2000年にかけて行われた一連の福祉制度改革です。主な内容は、利用者の立場にたった社会福祉制度の構築、サービスの質の向上、社会福祉事業の活性化、地域福祉の推進などです。この改革により、地域福祉計画の法定化や介護保険制度が導入されました。

社会福祉協議会（しゃかいふくしきょうぎかい）

社会福祉協議会は、社会福祉法において「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として規定され（第 109 条・110 条）、それぞれの都道府県・市区町村において、住民と福祉事業関係者に幅広くかかわる民間組織として、各種の福祉サービスや相談活動、ボランティア支援などを実施しています。

この意味で、社会福祉協議会は、地域福祉推進の中核的役割を担う存在です。

措置（そち）から契約（けいやく）へ

従来の福祉サービスは、知事や市町村長の措置権に基づいて、その内容が決定されており、福祉サービス利用者には入所施設やサービス内容などの選択権がありませんでした。しかし、社会福祉基礎構造改革により、福祉サービスは、サービス利用者とサービス提供事業者による契約に基づき提供されるものとなり、サービス利用者はサービス内容を選択できるように制度改革されたことをあらわす表現です。

た行

第三者評価制度（だいさんしゃひょうかせいど）

福祉サービス事業者が提供するサービスの質などの評価を第三者機関に依頼し、サービスの向上を目指し、その結果を福祉サービス利用者に提供することにより、安心したサービス利用につなげる取組のことです。

地域ケア会議（ちいきけあかいぎ）

それぞれの地域において、福祉事業関係者・行政などが集り、生活困窮となり援助を必要とする利用者・住民に対し、適切かつ効果的な保険・医療・福祉サービスが受けられるように支援の方法を検討・調整しようとする会議をいいます。

地域子育て支援センター（ちいきこそだてしえんせんたー）

0歳～概ね3歳までの子育て親子の交流の場であり、子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点として、子育ての相談や情報交換をしたり、子育てサークル等の援助など地域に出向いた活動を行います。

地域自立支援協議会（ちいきじりつしえんきょうぎかい）

障害者相談支援事業を効果的に実施するために、市、国、県などの機関、サービス提供事業者、福祉、就労、保健医療などの関係者で構成する協議会を設置し、サービスを総合的に調整し、また、ネットワーク構築に向けた取組を行っています。

地域包括支援センター（ちいきほうかつしえんせんたー）

高齢者が住み慣れた地域で暮らしていけるように、高齢者やその家族を医療、保健、介護及び福祉などさまざまな面で総合的に支援する機関です。

地域密着型サービス（ちいきみっちゃくがたさーびす）

高齢者が要介護などの状態になっても、できる限り住み慣れた地域で生活ができるよう、平成18年度から開始されたサービスです。

地域連携クリニカルパス（ちいきれんけいくりにかるぱす）

一般的にクリニカルパスとは、入院時に病気の治療内容などを明確にした診療スケジュール表のことです。本文P33に記載されている地域連携クリニカルパスは、精神障害者の方が、退院後安心して地域で暮らせるような在宅生活支援を目的として導入しており、今治保健所が中心となって、社会復帰推進連絡会内などで活用されています。

つどいの広場（ひろば）

0歳～概ね3歳の子どもの遊び場です。子育て中の親子が気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中かで語り合い、相互に交流を図る場を提供するものです。

な行

ノーマライゼーション

障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるとの考え方のことをいいます。

は行

福祉教育（ふくしきょういく）

専門職養成のための福祉教育と、一般市民を対象とする福祉教育に分けられます。一般市民向けの福祉教育は、学校教育や生涯教育の分野で、福祉の理解や参加を目的として、時にボランティア活動も取り入れながら行われています。

普通出生率（ふつうしゅっしょうりつ）

合計特殊出生率が、1人の女性が一生の間に何人の子供を出産するかの人数であるのに対し、普通出生率とは単に人口1,000人あたりにおける、その年の出生数の割合をいいます。

フォーマル・インフォーマル

一般的にフォーマルは「正式の」「公式の」、インフォーマルは「非公式の」「規定によらない」などの意味をもちます。

ま行

マイ保育園（まいほいくえん）

身近な保育所（園）に登録することで、妊娠中から子どもが3歳になるまでの特に不安の多い時期に、登録した保育所（園）で、①おためし一時保育の利用、②子育て講座、③子育て相談、④園庭開放、⑤保育所行事（公開行事）への見学・参加のサービスを受けることで、子育て家庭が安心して過ごせるようにすることを目的としています。

や行

要保護児童対策地域協議会（ようほごじどうたいさくちいききょうぎかい）

要保護児童やその家庭について、児童相談所や警察、保健所、教育委員会などの関係機関による会議を行っています。

わ行

わくわく子育てサロン事業（わくわくこそだてさろんじぎょう）

児童館や地域子育て支援拠点施設等のない地域の保育所や公民館で、子育て中の親子が交流、情報交換のできる場所を提供します。

発行年月日：平成22年3月

発行：今治市

編集：今治市健康福祉部 福祉総務課

〒794-8511

愛媛県今治市別宮町一丁目4番地1

TEL：(0898) 36-1525

FAX：(0898) 32-5267
